平成26年　№.２

〇東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

改正理由

各学系教授会が名誉教授候補者の推薦を行うに当たり，名誉教授候補者選考委員会を置くこと並びに勤務年数の除算期間について，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年１月22日　教育研究評議会　審議・承認

〇東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

改正理由

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の改正に伴い根拠条項の整理を行うため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年１月22日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年１月23日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

平成26年規程第２号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成26年１月23日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

平成26年細則第１号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則（昭和50年４月２日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

改正理由：各学系教授会が名誉教授候補者の推薦を行うに当たり，名誉教授候補者選考委員会を置くこと並びに勤務年数の除算期間について，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（選考） 第２条　名誉教授の選考は，学長にあっては教育研究評議会（以下「評議会」という。）が行い，教員にあっては**各学系の**教授会が推薦した者のうちから評議会が行う。	（選考） 第２条　名誉教授の選考は，学長にあっては教育研究評議会（以下「評議会」という。）が行い，教員にあっては教授会が推薦した者のうちから評議会が行う。
（名誉教授候補者選考委員会） **第２条の２　各学系の教授会は，前条の推薦を行うに当たっては，名誉教授候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置き，名誉教授候補者の選考を行うものとする。**	
（議決） 第３条　評議会は，第５条第６号の規定を適用し名誉教授の選考を行うに当たっては，出席評議員の４分の３以上の賛成を得て行うものとする。	（議決） 第３条　評議会は，第５条第６号の規定を適用し名誉教授の選考を行うに当たっては，出席評議員の４分の３以上の賛成を得て行うものとする。
〔省略〕	〔省略〕
（勤務年数の計算） 第６条　前条第１号から第３号までの勤務年数の計算に当たっては，准教授又は准教授相当職としての勤務年数にあってはその 10 分の７を，講師又は講師相当職としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授又は教授相当職としての勤務年数に加算するものとする。	（勤務年数の計算） 第６条　前条第１号から第３号までの勤務年数の計算に当たっては，准教授又は准教授相当職としての勤務年数にあってはその 10 分の７を，講師又は講師相当職としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授又は教授相当職としての勤務年数に加算するものとする。
（除算期間） **第７条　私傷病による休職及び刑事事件に関し起訴されたことによる休職の期間は，勤務年数から除算する。**	
第３章　名誉教授候補者選考委員会 **第８条　委員会は，次の各号に定める委員をもって組織する。** **(1) 学系長** **(2) 講座主任** **(3) 総合教育科学系の教授会にあってはセンター長協議会議長**	

(4) 自然科学系の教授会にあっては理科教員高度支援センター長 ２　委員会に委員長を置き，学系長をもってこれにあてる。 ３　第１項第２号の規定にかかわらず，やむを得ない事由により講座主任を委員とすることができないときは，当該講座の他の者をもって委員とすることができる。 ４　第１項第３号の規定にかかわらず，やむを得ない事由によりセンター協議会議長を委員とすることができないときは，同協議会委員をもって委員とすることができる。 ５　第１項第４号の規定にかかわらず，やむを得ない事由により理科教員高度支援センター長を委員とすることができないときは，同センターに所属する者をもって委員とすることができる。 （審議事項） 第９条　委員会は，名誉教授候補者の選考を行う。 （議事） 第 10 条　委員会は，原則として委員全員の出席がなければ，議事を開き，議決することができない。 ２　名誉教授候補者の選考は，各候補者ごとに無記名投票により行い，全委員の３分の２以上の賛成がなければならない。ただし，第５条第６号の規定を適用して名誉教授候補者の選考を行うに当たっては，全委員の賛成を得なければならない。	
第４章　雑則 （特典） 第 11 条　名誉教授は，別に定めるところにより，本学の施設等を利用することができる。 （規程の改廃） 第 12 条　この規程の改廃は，評議会の議を経て学長が定める。 （施行細則） 第 13 条　この規程の適用に関し必要な細則は，評議会の議を経て学長が別に定める。	第３章　雑則 （特典） 第７条　名誉教授は，別に定めるところにより，本学の施設等を利用することができる。 （規程の改廃） 第８条　この規程の改廃は，評議会の議を経て学長が定める。 （施行細則） 第９条　この規程の適用に関し必要な細則は，評議会の議を経て学長が別に定める。
附 則 この規程は平成 26 年１月 23 日から施行する。	

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部改正について

改正理由：東京学芸大学名誉教授称号授与規程の改正に伴い根拠条項の整理を行うため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
第１条　この細則は，東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき，必要な細目を定めるものとする。 〔省略〕 第５条　規程第５条第３号アの「本学以外の大学」には，短期大学及び高等専門学校を含むものとし，当該短期大学等における勤務年数の加算に当たっては，規程第５条から規程第７条により算出される年数の２分の１の年数とする。 〔省略〕 附 則 この細則は平成26年１月23日から施行する。	第１条　この細則は，東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号。以下「規程」という。）第９条の規定に基づき，必要な細目を定めるものとする。 〔省略〕 第５条　規程第５条第３号アの「本学以外の大学」には，短期大学及び高等専門学校を含むものとし，当該短期大学等における勤務年数の加算に当たっては，規程第５条及び規程第６条により算出される年数の２分の１の年数とする。 〔省略〕